

こどもの居場所づくり（こども家庭庁）の取組みと課題

伊藤久雄（NPO 法人まちぼっと理事）

こども家庭庁は、「地域におけるこどもの適切な遊び及び生活の場の確保に関すること」を所掌（こども家庭庁設置法第4条第1項第5号）することとしており、こどもの居場所づくりに関する指針（仮称）を新たに閣議決定し、これに基づき政府全体の取組を強力に推進することとしている（こども政策の新たな推進体制に関する基本方針（令和3年12月21日閣議））。

こども家庭庁の開設は2023年4月1日であるが、開設以前から内閣官房にこども家庭庁設立準備室が置かれ、こどもの居場所づくりに関する調査研究検討委員会において検討が進められ、報告書が3月にまとめられた。現在は、この報告書を踏まえ、より良い居場所づくりを進めていくために、「こどもの居場所づくりに関する指針（案）」を策定し、全てのこどもたちが自分らしく幸せな状態（Well-being）でいられる居場所づくりを目指している。

また、「NPO等と連携したこどもの居場所づくり支援モデル事業」を実施し、NPO等と連携し、様々な居場所（サードプレイス）づくりやこどもの可能性を引き出すための取組への効果的な支援方法を検討している。

本稿では、その「NPO等と連携したこどもの居場所づくり支援モデル事業について」、簡単に紹介し、課題を考えたいと思う。

1. NPO等と連携したこどもの居場所づくり支援モデル事業について

「NPO等と連携したこどもの居場所づくりの支援モデル事業」は、NPO等と連携し、様々な居場所（サードプレイス）づくりやこどもの可能性を引き出すための取組への効果的な支援方法を検討するために行うものである。

<交付要綱>

令和5年度 NPO等と連携したこどもの居場所づくり支援モデル事業費国庫補助金交付要綱（現在、作成中）

<公募要領>

- ・ NPO等と連携したこどもの居場所づくり支援モデル事業の公募について（PDF）

[【R5 公募要領】 NPO等と連携したこどもの居場所づくり支援モデル事業の公募について \(cfa.go.jp\)](#)

- ・ 公募要領別紙（Word）

[20230401_procurement_koubo_npo_renkei_02.doc \(live.com\)](#)

<実施要綱>

- ・ NPO等と連携したこどもの居場所づくり支援モデル事業の実施について (PDF)

[【R5 実施要綱】 NPO等と連携したこどもの居場所づくり支援モデル事業の実施について \(cfa.go.jp\)](#)

<提出期限>

令和5年5月31日(水) 必着

2. 実施要綱等について

① 目的

こども政策の新たな推進体制に関する基本方針(令和3年12月21日(閣議決定))に基づき、NPO等の民間団体が創意工夫して行う居場所づくりやこどもの可能性を引き出すための取組の検証に係る経費を補助することにより、こどもの居場所に対して効果的な支援方策を明らかにすることを目的とする。

② 実施主体

事業を実施する主体は、申請した事業がNPO等と連携したこどもの居場所づくり支援モデル事業企画評価委員会における事前評価の結果、採択された次のいずれかの団体

- 1 都道府県、市町村(特別区、一部事務組合及び広域連合を含む。)
- 2 「全国展開しているオンライン居場所の提供及び支援の実施」のみ：社会福祉法人、特定非営利活動法人、公益社団法人、一般社団法人、公益財団法人、一般財団法人、その他の法人

※伊藤注：オンライン居場所

「ひきこもり状態にあり、対面でのコミュニケーションや外出が難しい方々」のため、インターネットを活用した居場所(京都府の例)

③ NPO等と連携したこどもの居場所づくり支援モデル事業企画評価委員会

応募のあった事業に対する補助の要否についての評価等及び採択した各事業の実施状況についての総合的な評価等は、外部有識者を含めたNPO等と連携したこどもの居場所づくり支援モデル事業企画評価委員会において行う。

なお、応募のあった事業に対する補助の要否についての評価等に当たっては、必要に応じて企画評価委員会より応募団体にヒアリングを行う。

④ 対象事業

本事業が対象とする事業は次の各号に該当する事業とする。

- (1) NPO等の民間団体が創意工夫して行う居場所づくりやこどもの可能性を引き出す取組への効果的な支援方法等を検証するための事業を対象とし、その事業により得られる成果が今後の施策等に反映できるものとする。事業例は以下のとおり。なお、本事業趣旨に沿うものであれば、この限りでない

- ・ 同年代のスタッフが運営するピアカフェ
 - ・ 屋外において子どもたちが自由に遊べるプレーパーク（冒険遊び場）の実施
 - ・ 高校の空き教室等を活用したカフェの開設によるアウトリーチ支援
 - ・ 障害のある子もいない子も遊び、交流し育ち合う場
 - ・ 地域における居場所の普及定着を図るためのコーディネーターを通じた地域連携（以下については、民間からの申請も可能）
 - ・ オンライン上において、居場所の提供及び支援の実施（全国展開しているオンライン居場所の検討のため）
- (2) 単年度で終了する事業であること。
- (3) 企画評価委員会における評価の結果、採択することが適当と認めたもののうち、子ども家庭庁長官が予算の範囲内で補助金の交付が必要と決定したもの。
なお、本事業は、各自治体等における様々な取組を幅広く検討することとしている。
- (4) 次に該当する事業は、対象としない。
- ① 事業内容がモデル事業の趣旨と明らかに異なるもの
 - ② 第三者への資金交付を目的とした事業
 - ③ 事業の大部分が設備又は備品の購入等である事業
 - ④ 営利を目的とした事業
 - ⑤ 補助対象額が50万円に満たない事業
 - ⑥ 事業に携わる者と経理に携わる者が兼務している場合
- （以下略）

※公募要領に定められた補助基準額等は以下のとおり。

- (1) 補助基準額
500万円を上限とする
- (2) 補助率
定額（対象経費の10/10相当）（詳しくは資料参照）

3. 課題

- ① モデル事業の実施主体は、都道府県、市町村（特別区、一部事務組合及び広域連合を含む）が基本であるが、500万円上限の補助金で果たして応募する自治体があるのかどうか、疑問が残る。また民間団体は、全国展開しているオンライン居場所の提供及び支援の実施のみとなっている。都道府県や市区町村の中でオンライン居場所を提供する事例はあっても、全国展開している団体はあるのかどうか。
- ② 都道府県や市区町村、民間団体の応募があったとしても、少数であれば「こどもの居場所に対して効果的な支援方策を明らかにする」という目的を果たすことができるのかどうかも課題である。

- ③ また、今回のモデル事業は事業期間1年（単年度）である。事業の実施や検証まで単年度（応募締切が5月31日であるから、実働期間は10か月に過ぎない）で可能かどうか、大いに疑問である。
- ④ こうしてみると、発足したばかりのこども家庭庁であるが、仮に職員が各府庁からの寄せ集めだとしたら、はなはだ心もとない。そうでないことを祈るばかりだ。

<参考資料>

■関連資料

- ・ こどもの居場所づくりに関する調査研究検討委員会
https://www.cfa.go.jp/councils/ibasho_iinkai/
- ・ 報告書（令和5年3月 内閣官房 こども家庭庁設立準備室 調査研究実施機関：みずほリサーチ&テクノロジーズ株式会社）
- ・ 報告書概要 [こどもの居場所づくりに関する調査研究 報告書概要 \(cfa.go.jp\)](#)
報告書 [こどもの居場所づくりに関する調査研究 報告書 \(cfa.go.jp\)](#)
- ・ こどもや若者のみなさん向け報告書
[こども・若者の居場所づくりに関する こども・若者向け報告書 \(cfa.go.jp\)](#)

■NPO等と連携したこどもの居場所づくり支援モデル事業

[20230301_procurement_koubo_npo_renkei_sankou_01.pdf \(cfa.go.jp\)](#)

■公募要領

[【R5 公募要領】NPO等と連携したこどもの居場所づくり支援モデル事業の公募について \(cfa.go.jp\)](#)

■実施要綱

[【R5 実施要綱】NPO等と連携したこどもの居場所づくり支援モデル事業の実施について \(cfa.go.jp\)](#)